

# 小作争議調査表

No. 58

(月報 番号 58)

(昭和八年七月分)

財團 協調會 福岡出張所

場 所	場 主	關係人員	地主關係團體	發 生 地	種 類 面 積	結 果
三井郡太刀洗村大字高植	地主 小作人	(古賀卯三郎) 山田金太郎 磯上	小作人 關係團體	昭和八年六月二十八日	田 二畝三畝十六步	一、地主は小作人に対し、離作料及田税 付者用其他の現金百四十円を支 けし昭和六年、七年両年度の十作料 と金免の二。 二、小作人は地主と關係土地全部を返還 す。 三、地主は小作人に交付すべき現金の 授受を本年三月二十日とし、夫返付地を 七月十四日、大田洗小作料協會(株)に 委託す。小作料協會(株)は、協會(株)の 代表者として、協會(株)の代表者として、 協會(株)の代表者として、協會(株)の代表者として、
土地返還要求	原因 昭和五年、度小作料は、今尚納付せず、依り地主より土地返還を要求す。	經過 小作人は、久保兼茂外四名に依り、 根拠として、昭和六年、七年の十作料 に、植付を付したるを以て、十作料 は、向農九盟、太刀洗支那、協會(株) に、得し、植付を付したるを以て、 七、八日、地主は協會(株)に対し、 留置工印を、油俵方申請す。 七月十四日、大田洗小作料協會(株)に 委託す。小作料協會(株)は、協會(株)の 代表者として、協會(株)の代表者として、	過 協會(株)は、協會(株)の代表者として、 協會(株)の代表者として、協會(株)の代表者として、	結 果		

備 考